

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和7年7月 25 日答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国 民 年 金 関 係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号： 関東信越（東京）（受）第 2401310 号  
厚生局事案番号： 関東信越（東京）（厚）第 2500041 号

## 第1 結論

1 請求者のA社における平成24年1月1日から同年9月1日までの期間、平成27年2月1日から同年9月1日までの期間及び平成29年1月1日から同年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成24年1月の標準報酬月額については18万円から24万円、同年2月から同年8月までの標準報酬月額については18万円から30万円、平成27年2月から同年8月までの標準報酬月額については32万円から36万円、平成29年1月の標準報酬月額については34万円から38万円、同年2月から同年8月までの標準報酬月額については34万円から44万円とする。

平成24年1月から同年8月まで、平成27年2月から同年8月まで及び平成29年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年1月から同年8月まで、平成27年2月から同年8月まで及び平成29年1月から同年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間④から⑫までの賞与支払年月日に係る標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間④から⑫までの賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金特例法第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる賞与支払年月日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名： 男  
基礎年金番号：  
生 年 月 日： 昭和60年生  
住 所：

### 2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成24年1月1日から同年9月1日まで  
② 平成27年1月1日から同年9月1日まで  
③ 平成29年1月1日から同年9月1日まで  
④ 平成23年8月31日  
⑤ 平成24年8月31日  
⑥ 平成27年6月30日  
⑦ 平成28年6月30日  
⑧ 平成29年6月30日  
⑨ 平成30年6月30日  
⑩ 令和元年6月30日  
⑪ 令和2年6月30日  
⑫ 令和3年12月28日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から③までに係る標準報酬月額の記録及び請求期間④から⑫までに係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

### 第3 判断の理由

1 請求期間①、請求期間②のうちの平成27年2月1日から同年9月1日までの期間及び請求期間③について、A社から提出された賃金台帳及び日本年金機構の回答により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額及び事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下、事業主から届出されるべき厚生年金保険被保険者資格取得時における報酬月額と併せて「本来の報酬月額」という。）に見合う標準報酬月額は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っていることが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は本来の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、請求者の平成24年1月1日から同年9月1日までの期間、平成27年2月1日から同年9月1日までの期間及び平成29年1月1日から同年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び本来の報酬月額から、平成24年1月は24万円、同年2月から同年8月までは30万円、平成27年2月から同年8月までは36万円、平成29年1月は38万円、同年2月から同年8月までは44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年1月から同年8月までの期間、平成27年2月から同年8月までの期間及び平成29年1月から同年8月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者報酬月額変更

届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年12月19日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間④から⑯までについて、賃金台帳及びA社の事業主の陳述から、請求者は、当該期間に同社から別表の第2欄に掲げる標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間④から⑯までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和6年6月24日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

3 請求期間②のうち、平成27年1月1日から同年2月1日までの期間について、賃金台帳により、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回っているものの、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額であることが確認できることから、厚生年金特例法による標準報酬月額の訂正是認められない。

別表

第1欄		第2欄	第3欄	第4欄
請求期間	賞与支払年月日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
④	平成23年8月31日	10万円	10万円	10万円
⑤	平成24年8月31日	14万円	14万円	14万円
⑥	平成27年6月30日	29万円	29万円	29万円
⑦	平成28年6月30日	62万円	62万円	62万円
⑧	平成29年6月30日	21万8,000円	21万8,000円	21万8,000円
⑨	平成30年6月30日	26万円	26万円	26万円
⑩	令和元年6月30日	29万8,000円	29万8,000円	29万8,000円
⑪	令和2年6月30日	32万円	32万円	32万円
⑫	令和3年12月28日	28万8,000円	28万8,000円	28万8,000円

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2500146号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第2500020号

## 第1 結論

平成2年＊月から平成3年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年＊月から平成3年3月まで

私は、請求期間が国民年金保険料の未納期間とされていることに納得できないとして納付記録の訂正を求めてきたが、国が管理する記録が正しいと判断され、不訂正とされてきた。

請求期間の国民年金保険料をきちんと納めていたことは間違いない、オンラインシステムの誤りを正したい。再度調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、これまでに請求期間の国民年金保険料を納付したとして、年金記録の訂正請求を21回行っているが、既に当該訂正請求に対して、年金記録の訂正是必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

今回、請求者は、今までの主張と同様に、請求期間の国民年金保険料を納付していたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

しかしながら、今回、請求者の請求内容に当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、そのほか、請求内容及びこれまで収集した資料等を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第2500003号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第2500042号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社における標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和60年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成25年9月1日から平成26年9月1日まで  
② 平成26年12月1日から平成27年1月1日まで

請求期間①及び②に係る標準報酬月額の記録は32万円と記録されているが、賃金台帳により、請求期間①は標準報酬月額34万円、請求期間②は標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料が控除されていることが確認できるので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者及びA社から提出された賃金台帳により、請求者は、請求期間①は標準報酬月額34万円、請求期間②は標準報酬月額36万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額（以下「本来の報酬月額」という。）のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

また、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録により確認できる標準報酬月額を上回る場合である。

したがって、請求期間については、賃金台帳により確認できる本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額を下回っているところ、本来の報酬月額に見合う標準報酬月額が、オンライン記録により確認できる標準報酬月額と同額又は下回っていることから、当該期間の標準報酬月額の訂正是認められない。